

平成25年度 にぎわい茶房協力店募集要項

(目的)

町民又は本町への来訪者が気軽に集い飲食できる場所及びもてなしの提供と、町民相互の交流を増進するために、にぎわい茶房(以下「茶房」という。)を開設し、運営するために、公募により実施することとし、協力店を募集する。

(募集内容)

茶房の運營業務

(業務概要)

茶房の業務は次のとおりとする。

町内に茶房を開設し、町民又は町への来訪者が集うことのできる場所を提供する。

茶房においてにぎわいメニューを提供する。

茶房又は敷地内に町指定ののぼり旗とウェルカムボードを設置する。

町内外の様々な情報を提供する。

(条件及び応募資格)

協力店の条件及び応募資格は次のとおりとする。

現在、町内において飲食業又は小売業等を営んでいること、又は今後営む見込があること。

協力店の営業日のうち、2時間程度を茶房として運営できること。

国税及び地方税並びに本町における公共料金等を滞納していないこと。

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。

(募集期間)

平成25年 3月25日(月)まで

(応募手続き)

協力店に応募するものは、「にぎわい茶房運營業」協力店募集参加表明書(様式1)及び同意書(様式2)を募集期間までに、飯豊町役場産業振興課あて提出すること。

(協力謝金)

茶房として運営し町民又は町への来訪者があり、もてなした日、日額700円とする。

もてなしの実績のない日は除くものとする。

(協力期間)

契約締結の日から平成26年3月31日までとする。

(審査・決定等)

審査・決定等は次のとおりとする。

審査方法

本町が設置する審査委員会において審査を行ない決定する。審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

審査基準

本要綱の条件等、応募資格について評価検討し、総合的な審査を行なう。

通知

審査結果については、全応募者に対して郵送で通知する。

契約

審査委員会において受託候補者に選定された者と交渉の上覚え書を締結する。覚え書は、別途にぎわい茶房事業実施要綱による。